



2023年11月2日

大阪市長 横山 英幸 様

「平和と民主主義をともにつくる会・大阪」

〒536-0008 大阪市城東区関目6丁目4番2号-103

代表: 山川よしやす

TEL: 06-6936-3073

本件担当: () ()

大阪市長あて要請書が市長に届かない市政の現状について 誤りを認め、改善することを求める要請書

【要請項目】

大阪市長あて要請書が市長に届かず、市長が見ない扱いになっている市政運営の現状について調査、認識し、市政運営に責任ある市長として、その誤りをただし、改善を図ること。

【要請理由】

当会の会員であり、() である() さんは、支援者とともに横山大阪市長にあてて2023年5月24日付「控訴せずにこの判決() を確定させることを求める申入書」と6月2日付「控訴した理由を市民に説明することを求める申入書」を提出しました。その後、この2つの申入書の扱いについての個人情報の開示請求を行ったところ、2023年6月30日付で開示決定された文書から、この2つの申入書は、市長あてであるにもかかわらず、教育長までの供覧扱いとされ、市長に届いていないことが分かりました。大阪市としての控訴は支出を伴う市長の責任です。その責任者・市長あてで提出した、控訴しないよう求める申入書等を、市長に届けられないという扱いは明らかに不適切です。

そのような経過の中で、当会は、7月20日、横山市長あてに、「() に対して大阪市が控訴したことの市民説明を求める要請書」を提出しました。その要請書には、「市長宛の要請書であっても、市長に届いていない、市長が見ていない事例があることが明らかになっています。これは明らかに不適切な取り扱いです。この要請書についてはきちんと市長に届く取り扱いをしていただきますよう、よろしく願います。」と明記していました。

2023年9月11日付で、「7.20付要請書についてその後の扱いにかかわるすべての文書」の公文書公開請求を行ったところ、9月25日に部分公開が決定され、10月3日に受け取った文書から、この要請書も市長に届いていないことが分かりました。要請書は大阪市政策企画室秘書部秘書課に提出したのですが、この案件の担当として教育委員会に回され、教育委員会は教育次長までの供覧としていたのです。

この市長あて要請書と同時に提出する教育長あて要請書では、「この要請書についてはきちんと市長に届く取り扱いをしていただきますよう、よろしく願います」と書かれていたにもかかわらず、市長に届けず、教育次長までの供覧扱いにした理由の説明を求めています。市政運営の責任者である市長には、実態を調査し、この扱いの適否を判断する責任があります。市長あての要請書を市長が見ない扱いとなっていることについて、誤りだと判断して、改善する責任があるのではないかと思っています。この要請についての対応を求めます。